

災害時における救援物資等の輸送に関する協定書

この協定は、浦安市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急対策のため、緊急に救援物資等の必要が生じた場合、その輸送の協力について、浦安市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が浦安市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる場所への輸送の協力を行うものとする。

- ア. 避難場所への輸送
- イ. その他甲の要請する場所への輸送

（協力要請手続）

第3条 甲が救援物資等の輸送の協力を受けようとするときは、救援物資等輸送協力要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づく輸送を実施した場合は、運行及び受領確認書（第2号様式）に記録するものとする。また、物資受領確認書（第3号様式）をその都度、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により実施した救援物資等輸送に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用の額は、甲・乙協議して定めるものとする。

（車両の届出）

第6条 乙は、災害時における救援物資等の輸送業務の用に供することができる車両の車種、自動車登録番号等をあらかじめ、甲に対し届け出るものとする。

（協定期間及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙のいずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後は、この例による。

（協議）

第8条 この協定の実施に定めのない事項並びに、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年12月20日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎 秀樹

乙 千葉市花見川区三角町180-1
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
千葉県支部
支部長 上京 順一